平成24年度第1回岐阜県入札監視委員会 議事概要

1. 日時:平成24年6月20日(水)13:30~16:30

2. 場所:岐阜県庁 議会東棟3階 執行部控室

3. 出席委員

中山 武憲 委員長 (名古屋経済大学大学院教授) 鰐部 昌子 副委員長 (岐阜家庭裁判所家事調停委員)

野口 宏 委員 (中日新聞社岐阜支社長)

野村 克之 委員 (岐阜新聞社編集局論説委員)

三尾 禎一 委員 (日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長)

森本 博昭 委員 (岐阜大学名誉教授)

安田 芳子 委員 (税理士)

4. 議題

- (1)入札制度の改正状況について
- (2) 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について
- (3) 抽出事案に関する説明・審議
 - ・ふるさと林道和良・明宝線(1~2工区)舗装工事
 - ·公共 社会資本整備総合交付金事業(下水道事業) 汚泥棟監視制御設備(再構築)工事
 - · 県単 崩落決壊防止 (緊急落石危険箇所対策) 工事
 - ・交通管制システム下位装置更新等工事
 - · 県営経営体育成基盤整備事業 上大野地区 第1期暗渠排水工事
 - 岐阜県美術館駐車場整備工事
 - ·公共 地域活力基盤創造交付金(橋梁補修)工事

5. 議事概要

(1)入札制度の改正状況について

委員:土木一式工事におけるA等級工事の指名業者数を20者から15者に減らして選定を行う 試行に関して、指名業者数を減らすことが競争性の確保につながるのか疑問に感じる。入 札の辞退者の割合(辞退率)は減るかもしれないが、辞退者自体を減らす解決方法にはな らないのではないか。

事務局:今回の試行は、現在の指名業者数が適正であるかどうかを調査、分析するものであるが、 最終的には辞退率ではなく辞退者数を減らすような方策を考えていく必要があると考えて いる。

委員:辞退者が多いという状況は、建設業を取り巻く様々な事情に要因があり、これという方策 はないため、いろいろ試行して解決していくしかないと思う。

委員:辞退者が増えていることに関して、県はどのように認識しているか。

事務局:一つには、業者がリストラ等により技術者の数を減らしてきており、自社が抱える技術者の数以上の工事を受注することができないため、工事を厳選しているという事情がある。また、入札に際しては、積算内訳書を提出する必要があるが、積算すること自体に費用が

掛かるため、それを嫌って辞退するという事情もある。

委員:指名競争入札は、発注者が管内業者の状況を踏まえて選定するわけだから、それでも辞退するということは、貢献度という点からは評価が低いということになる。そのあたりを指名選定に反映させないと、いつまでたっても指名する業者が辞退するという状況が改善されない。

委 員:現在の統計資料では、入札方式、等級別でどれくらいの辞退者があるかわからないので、 分析する必要があると思われる。

(2) 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

(特段の質疑なし)

(3)抽出事案に関する説明・審議について

【ふるさと林道和良・明宝線(1~2工区)舗装工事】

委 員:辞退者はすべて関市もしくは美濃市の業者となっているが、郡上市内のB等級業者を選定 することは考えなかったのか。

説明者: A等級のほ装工事については、B等級業者は予定価格が3,500万円までの工事において選定できるものと規定されているため、その基準に従ったものである。

【公共 社会資本整備総合交付金事業(下水道事業) 汚泥棟監視制御設備(再構築)工事】

委員: 当初の設備工事は、今回の落札者が施工したとのことだが、設備の再構築工事は落札者以外でもできるのか。

説明者: 監視システムとしては一つのパッケージになっており、他社においても施工は可能である。

委員:入札参加者が2者しかなかった理由は。

説明者:配置技術者を確保できない、設計積算の段階で予定価格を上回った等の理由が考えられる。

委 員: 当初の設備工事をした業者が落札するだろうという推測から他社が敬遠したということは ないか。

説明者:他社が敬遠した理由は不明であるが、技術的に他社の参入は十分に可能なものである。

委員:入札参加者の企業能力等をみれば、評価結果はある程度予想される中で、2者だけで入札 を実施したことに違和感を感じる。

説明者:自社で機器を製造できるのは8社から10社程度あるが、結果として入札に参加した者が 2者のみであったということである。

委 員:下水道関係の工事の特殊性により、入札参加者が少ないということか。

説明者:過去の入札状況をみると、機器設置工事はある程度の数の参加者があるが、電気工事は少ない傾向にある。

委員:今回は総合評価落札方式における評価点の結果により、入札金額の高い者の方が落札者となる、いわゆる「逆転」が起きているが、県において過去にはどれくらいの逆転が起きているのか。

事務局:平成23年度に関しては、総合評価落札方式による入札を589件行っているが、そのうち48件が逆転となっている。

委員:評価項目の評価にあたっては公平性が保たれるよう、引き続き努力してもらいたい。 事務局:総合評価落札方式がより適切なものとなるよう、今後も見直しに努めていきたい。

【県単 崩落決壊防止 (緊急落石危険筒所対策) 工事】

委員: 多治見市内で工事現場が3か所程度に分かれており、それぞれ距離があるが、工事箇所ごとではなくまとめて発注するということはよくあることなのか。

説明者:今回の場合、当初は落石のあった1箇所の工事を予定していたが、最終的に同じ法面工事 として発注できる箇所を合わせて発注を行ったものである。

委員: 工事をまとめて発注することによって、結果として地元の業者が排除され、管外の大きな 業者を指名することになったのではないか。

説明者:指名業者については、選定要領等に基づき、該当する工事種別に登録されている者の中から、点数の良い者を選定したものである。

委員:1千万円単位の工事で、10円単位まで同じ額の入札が5者もあるのは不思議な感じがするが、よくあることなのか。

説明者:業者の受注意欲が高い場合、最低制限価格と同額で入札するということは過去にもある。

事務局:予定価格及び最低制限価格の算定式は事前に公表しているため、解析ソフト等により最低制限価格を類推することも不可能ではない。

委員:仮に算定式等が公表されているとしても、すべてが分かるわけではなく、10円単位まで 入札金額が同額となるのは、普通に考えれば非常に不自然である。

委 員:不自然な入札があった場合、入札制度運営調査委員会に諮ることはしないのか。

事務局:入札制度運営調査委員会は、基本的に談合情報が寄せられた場合に審議を行っている。 また、最低制限価格と同額の入札が複数あることは起き得ない話ではなく、今回の事案が 非常に特殊であるというわけではない。

委員:談合情報がなくても、不自然な入札があった場合は、積算内訳書を確認、審査する何らか の仕組みが必要なのではないか。

委員:入札金額が円単位まで同じであるということは、業者が解析ソフトで最低制限価格を算出 し、そのままの額で入札を行っている結果であるが、そのことの良し悪しは議論の余地が ある。

【交通管制システム下位装置更新等工事】

委員: 当初の指名競争入札において、1回目は3者、2回目は2者を指名しているが、なぜ最初からすべての業者を指名しなかったのか。

説明者:もともと県警の管制システムを取り扱うことのできる者が9者しかなく、その中から、県の入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、電子入札で応札可能な者を確認したところ、1回目は3者、2回目は2者しかいなかったためである。

委員:結論的には、交通管制システムの内容に熟知しているという理由で住友電工と契約をしているが、最初の指名競争入札時に住友電工を指名せず、最終的に随意契約とした結果、落札率が97%という高い数字になったのではないか。

説明者:住友電工は、1回目の指名競争入札時は電子入札に対応しておらず、2回目は県の入札参加資格者名簿に登載されていなかったため、指名することができなかったという経緯がある。

委員:電子入札という方法が受注可能な者の参加を阻んでしまったということか。

説明者:指名する前に特定の者に対して電子入札に対応するよう依頼することもできないため、対応に苦慮するところである。

委 員:電子入札に対応していない (ICカードの期限が切れている)ことについて、業者へ注意 を促すこともルール違反になるのか。 説明者:正式な入札執行通知を出す前に、特定の者に対して情報を提供することになるため、公平 性に欠けることになる。

委員:特定の者に対して、事前に入札に関する情報(電子入札に対応していないこと)を伝える ことができないのであれば、受注可能なすべての業者に情報(電子入札に対応できるよう にすること)を伝えればよいのではないか。

説明者:ご意見は参考にさせていただく。

委員:今後、同様の工事を発注する場合にどのような入札対策を考えているか。

説明者:今年度も同様のシステム工事を競争入札により実施する予定であるが、今回の経緯を踏ま えて、早期の発注を行い、工期に余裕を持たせることにより、より多くの業者が入札に参 加できるよう配慮する。

【県営経営体育成基盤整備事業 上大野地区 第1期暗渠排水工事】

委員:指名競争入札から一般競争入札に切り替えた理由は。

説明者: 当初、C等級業者を10者指名して入札を行ったがすべて辞退となったため、入札参加者 を確保するためB等級業者も含めた一般競争入札としたものである。

委員:入札を辞退した10者の辞退理由は何か。

説明者:積算した金額が予定価格を超過した、他の工事を受注しており技術者を配置できない、施工場所が遠い、見積もり期間が短いなどが理由と聞いている。

委員:施工時期をずらすことはできなかったのか。

説明者:田の改良工事であり、作付されていない期間でなければ施工できない。

委 員:施工する時期がわかっていたのであれば、もっと早い時期に入札を行うことができたので はないか。

説明者: 当初の入札不調が想定外であったため、工事の施行時期が遅れた経緯がある。

委員:零細業者は、将来の見通しが立たない中で、簡単に人を増やせないという事情があり、建 設業専業でやっていくには構造的に難しい現状においては、林業や農業なども一体化して できるような企業形態を推進していくべきであると思う。

説明者:中濃管内では、昨年、中濃森林組合と地元の建設業者により「森づくり協議会」が設立され、間伐や林道整備などを協働して取り組む試みが進められている。

【岐阜県美術館駐車場整備工事】

委員:入札者が1者だけでも入札を中止しないとした理由は。

説明者:入札が不調に終わり、改めて入札を実施した場合、工期が十分取れず、年度内に工事を完 了させることができなくなる恐れがあったため。

委 員:指名競争入札ではなく一般競争入札で実施する、もしくは上位等級の業者を指名するといったことは検討しなかったのか。

説明者:工事内容が特殊でないこと、また、一般競争入札に比べ事務処理に要する期間が短いこと から、発注標準に基づく等級業者による指名競争入札方式が適切であると判断した。

委 員:辞退者の辞退理由は何か。

説明者:2回目の指名競争入札における辞退者へ聞き取りを行ったところ、技術者を配置できない と回答した者が10者、他の工事を受注しているとした者が2者、見積もった額が予定価 格を超過したためとした者が3者あった。

委員:もっと早い時期に入札を行うべきだったのではないか。

説明者:9月に予算の令達があり、設計に2カ月程度を要したため、結果として年度末の入札とな

った。

委員:指名業者の選定条件として、年間平均完成工事高を設けた理由は何か。

説明者:本工事の施工にあたっては、同規模以上の施工実績が必要であると判断したためである。

委 員:完成工事高の条件を設けることにより、結果として指名できる業者の選択肢を狭めること になったのではないか。

説明者:指名選定の基準では10者以上を指名することとされているが、完成工事高の条件をつけても20者を選定できており、選択肢が狭まったということはない。

委員:入札参加資格者名簿に登載されているということは、該当する等級の工事を施工できる能力があると県が認定したものであるが、完成工事高という条件を設けることによって、規模の小さな業者を排除したことにならないか。

事務局:同じ等級でも様々な業者がおり、工事の品質の確保という観点から、工事成績評点の高い 者から指名することも選定方法の一つであると考える。

【公共 地域活力基盤創造交付金 (橋梁補修) 工事】

委員:本案件の失格者は、最低制限価格を下回ったことにより失格となったものか。

説明者:総合評価落札方式による入札であるため、低入札価格調査制度を適用しており、失格判断

基準を下回ったため失格となったものである。

委員:予定価格は事前公表しているのか。

説明者:本工事は、予定価格の事後公表の試行対象であり、事後に公表している。